

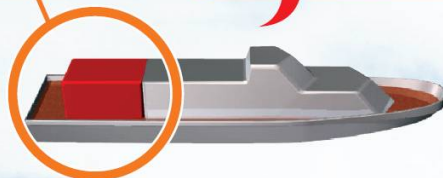
あなたの船の総トン数、20トン以上になっていませんか？

総トン数に変更となる**改造**を行うと**測度**が必要です！

事例1 甲板室等新設(増設)した場合



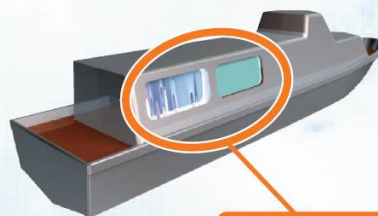
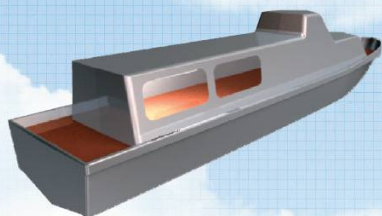
新設



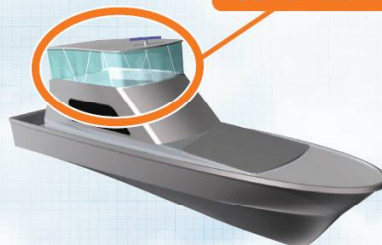
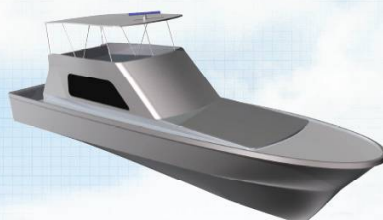
船体の強度や復原性などに
影響がある場合、
臨時検査が必要です。

甲板室を新設(増設)した場合、総トン数に変更になる場合があります。

事例2 甲板室等の開口を閉鎖した場合



開口の閉鎖



開口をビニールシートで閉鎖した場合には、総トン数が増加する場合があります。

日本小型船舶検査機構(JCI)は、船検時に改造の有無を確認しています。

また、運輸局では、改造等に対する相談や立入検査の実施により総トン数の適正化を行っています。



総トン数が20トン付近の小型船舶の測度については、 最寄りの運輸局にご相談ください。

運輸局が測度を行い20トン未満となった場合、簡素化した手続により日本小型船舶検査機構(JCI)に登録することができます。

※JCIで測度を行い20トン以上になった場合、再度、運輸局による測度が必要となりますのでご注意ください。



お問い合わせ先

運輸局等(担当部署)	電話番号	住所
北海道運輸局海上安全環境部 (船舶測度官)	0134-27-7180	〒047-0007 小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎
東北運輸局海上安全環境部 (船舶測度官)	022-791-7515	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎
関東運輸局海上安全環境部 (船舶測度官)	045-211-7221	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
北陸信越運輸局海事部 (船舶測度官)	025-244-6113	〒950-8537 新潟市万代2-2-1
中部運輸局海上安全環境部 (船舶測度官)	052-952-8018	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館
近畿運輸局海上安全環境部 (船舶測度官)	06-6949-6422	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館
神戸運輸監理部海上安全環境部 (船舶測度官)	078-321-5052	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
中国運輸局海上安全環境部 (船舶測度官)	082-228-8794	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎四号館
四国運輸局海上安全環境部 (船舶測度官)	087-825-1195	〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎
九州運輸局海上安全環境部 (船舶測度官) ※8/25(金)までは旧庁舎での業務となります。	092-472-3183 旧庁舎:093-332-8036	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 旧庁舎:〒801-8585 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-1 門司港湾合同庁舎
沖縄総合事務局運輸部 (海事技術専門官)	098-868-7266	〒900-8530 那覇市前島2-21-7
国土交通省海事局検査測度課 (登録測度室)	03-5253-8111	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館
日本小型船舶検査機構業務部 (登録測度課)	03-3239-0820	〒102-0073 千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル